

学校だより志

「自分の命は自分で守る」行動をしよう



令和5年度 No. 9

令和5年5月1日

郡山市立小山田小学校

文責 校長 佐久間 誠

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナリシップで目標を達成しよう



「自分の命は自分で守る」ために 交通安全教室を行いました

4月28日（金）に、1・2年生の交通安全教室を行いました。

ゴールデンウィーク前に、「自分の命は自分で守る」ために実施した交通安全教室。毎日の登下校を見守ってくださっている「見守り隊」の皆様と「交通安全母の会」の皆様が10名もご協力くださり、横断歩道や危険な場所に立って、子どもたちに丁寧に「道路での歩行の仕方」や「横断歩道の渡り方」等を教えてくださいました。

また、道路を歩く前に、交通安全のポイントである「はひふへほ、とまれ」を教えてくださいました。

- 「は」…走らない
- 「ひ」…広がらない
- 「ふ」…ふざけない
- 「へ」…へいのかげはこわい
- 「ほ」…歩道を歩く
- 「とまれ」…とんとん、止まれ



交通事故に絶対に遭わないために、交通安全教室で学習したことを実行してほしいと思います。



交通事故に遭わないように「はひふへほ、とまれ」を守りましょう！

※ 改正道路交通法の施行により、本年4月1日から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。つきましては、2ページ・3ページに「自転車安全利用五則」を載せたので、再度、安全な自転車利用についてご確認ください。子どもの交通事故ゼロのためにご協力をお願いいたします。

自転車を利用している皆さまへ



改定した 自転車 安全利用五則 を 守りましょう！

自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



改定した 自転車安全利用五則 を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます



歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

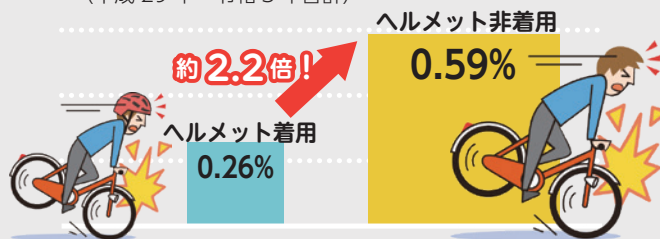
自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年～令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年～令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。